
◎議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,384万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月14日提出。白老町長。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。2歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、介護保険運営経費397万5,000円の増額補正で、制度改正に伴うシステム改修費でございます。なお財源につきましては国庫補助金198万7,000円で、負担割合が2分の1、一般会計からの繰入金198万8,000円で負担割合が2分の1でございます。主なシステム改修の内容でございますが、介護保険制度が一部、平成27年8月1日から改正されますのでここで少しお時間をいただきまして、議案第2号説明資料に基づき概略を説明させていただきます。

7ページの次のページをお開きください。この資料は厚生労働省から周知されたものでございます。資料の1ページでございますが、一定以上の所得のある方は介護サービスを利用したときの負担割合が2割に引き上げとなります。2割負担となる方は65歳以上で合計所得金額が160万円以上となります。収入で例えますと単身で年金収入のみでは、年金収入280万円以上の方となります。ただし年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身の場合280万円未満、2人以上の世帯では346万円未満の場合は1割負担となります。利用者負担の判定の流れは2ページにお示ししているとおりです。なお本町では7月21日付けで負担割合が記載された黄色の負担割合証を認定者全員へ発送する予定でございます。介護サービスを利用するときには必ずオレンジ色の介護保険被保険者証と負担割合証の2枚一緒にサービス事業者や施設に提出していただくこととなります。

次に3ページをお開きください。特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設や、ショートステイを利用する方の食費及び部屋代の負担軽減基準の改正で

ございます。食費、部屋代は原則本人の負担となりますが、低所得者の方については負担軽減を行っております。これまでは負担軽減の判定は申請後に本人及び同一世帯の方の前年の所得をもとに対象となるかどうかを判断していましたが、ことし8月からは配偶者について世帯分離されていたとしても、その所得を勘案することとしております。本人が非課税で配偶者が町民税を課税されている場合は軽減対象外となります。また本人及び配偶者が非課税であっても今回の改正では申請時に預貯金等の金額の確認が必要となりました。この場合、配偶者がいる方が合計2,000万円以上、配偶者がいない方が1,000万円以上の預貯金がある場合は対象外となります。預貯金等については4ページの上段の表に示しているとおりでございます。なお虚偽の申請により不正受給した場合は、これまでに受けた負担軽減額と最大2倍の加算金を課し返還となる場合があります。4ページのQ4では、負担軽減対象外の町民税課税世帯で第4段階の方が町に申請することで6項目の要件を満たした場合に特例的に第3段階の負担軽減を受けることができます。ここで記載されている要件は6項目のうち主なものでございます。さらに来年度になりますけれども、平成28年8月には遺族年金及び障害年金といった非課税年金も含め判定することとなります。

次に5ページをお開きください。高額介護サービス費の基準の改正でございます。介護保険制度では介護度によって毎月利用できる限度額が決められておりますが、1カ月に支払った利用者の負担合計額が高額介護サービス費の負担の上限を超えた場合に超えた分が払い戻しされます。今回の改正で負担上限がさらにふえ、4万4,400円の上限が加わりました。対象者は同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合、負担上限は4万4,400円となります。ただし同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合、その方の収入が383万円未満、また同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合、それらの方の収入合計が520万円未満である場合は、あらかじめ申請していただくことで3万7,200円となります。判定の流れは6ページにお示しているとおりでございます。

次に7ページをお開きください。特別養護老人ホームの多床室に入所や特別養護老人ホームのショートステイを利用したときにおける町民税課税世帯の方などの部屋代の負担額がことし2段階にかけて改正となります。既に平成27年4月時点で光熱水費として50円が加わり370円となっております。8月からは室料相当分としてさらに470円加わり、1日840円と改正されることとなります。白老町では竹浦リハビリの特別養護老人ホームの多床室が該当となります。以上、制度改正について説明を終わらせていただきます。

4ページの歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。基本的なことをちょっと何点か伺いたいと思います。これは全国に約65歳以上、先ほどのこの説明書類にありましたけれども大体上位20%ぐらい

で在宅の利用者が15%ぐらい、特別養護老人ホーム入所者が5%程度の方が影響を受けるだろうというふうに書かれておりますけれども、白老町はわりと低所得者が多いということから、この割合に大体該当するのか、それとも今はもう8月からですから対象人数というのが出ているのかどうか、その点、1点伺いたいと思います。

それともう1点、これは国の制度の改正でシステムの改修のことで全部で375万円ぐらい出されていますけれども、今までいろんな国の制度が変わってそのシステムを改修するとき、児童手当なんかはみんな事務費というのは国が全部持っていたのですけれども、今回その半分は町が持つという、これは今までの介護保険の負担割合からいくと大体国が2分の1で道外4分の1で、町が2分の1という割合がわりと多かったのですが、今回は半額、2分の1負担になるということはどういった理由なのか、その点を伺いたいと思います。

それともう1点、これは大変難しいことだと思うのですけれども食事、部屋代の負担軽減の基準なのですが、ほかのものの基準改正はほとんど所得によってでするのでわかりやすいと思います。ただ今回の食費等は非課税世帯であっても預貯金の申請によって変わるということですね。この申請のこの書類等は21日に配布されるのかどうなのかちょっと今初めて聞いたのであれなのですが、大体もうつかまえているのか。これは本当に個人のプライバシーの、またその中のプライバシーのことまでになるということですのでごく心配するのですけれども、この辺の調査というのはどういうふうにされるのか。そしてその高齢者が対象ですので単身者だとか、よく理解できない人にはどういった手当てをされるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今のご質問の何点かの中で吉田議員のほうで2割負担の対象人数でございましたか。8月1日現在で2割負担の対象人数なのですけれども64人ということで、認定者総数に対しまして大体約4.7%の方でございます。まずそれからシステム改修の国の負担割合の関係でございます。介護保険制度は今まで何度か制度改正に伴うシステム改修を行っておりまして、今回もそうなのですけれども国から2分の1というのは今までもそういう形でできておりました。それから預貯金の申請の関係でございますが、確かに預貯金の関係は自己申告ということでお願いさせていただいております。その中でやはり認知症の方だとか、または施設で認知症になっている方だとか、単身の方で施設に入っている方がいらっしゃると思いますけれども、そういった方たちはまず代理申請が可能になっておりまして、施設などが施設のほうで預貯金などを管理しておりますので、そのあたりで代理で申請していただく。また写しを必ず、預金通帳の残高がわかる部分ともろもろのものわかるものをコピーして申請していただいている形になっております。それからの7月21日の部分につきましては、これは2割負担の部分の負担割合証のことでございます。その部分はよろしかったでしょうか。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 介護保険制度が始まったときに、この介護保険料を払っていくと将来歳をとったときに安心して介護が受けられるという、ただし高齢者がかなりの数でふえている

ということと介護人材の不足とか、いろんな条件等でこういったことがどんどん出てくるのかというふうに思うのですけれども、その影響をこうむるのはやはり高齢者、弱者といわれる方々なものですから本当に手厚くきちんとした情報を伝えるということと、それから代理人がきちんといる方がいいのですけれども代理人がいらっしゃらない方、自己申告ですのでこの辺のあり方をきちんとしていかないと、後見人がついていていいのですけれども、あとは家族とかができる方がいいのですけれども、他人が預金まで入り込んで調べて申請するというのはなかなか厳しいことだというふうに思いますので、その辺の調査方法をきちんとしておかないといけないというふうに思います。

それともう1点は、たんす貯金、自宅にある現金は申請ですね。これは調べようがないと思いますので、これはあくまでも申請者を信じてやっていくということなのですが、基準を必ず決めなければ、国は1,000万円か2,000万円ときました。999万9990円だったらいいのですか。その辺のことをちょっと確認をしたいと思います。それともう1点、高額介護サービス費の基準が変わりますけれども、これは2倍になるというのは必ず高額介護料サービス料の高額の限度があるからいいのですけれども、この基準のことから考えていくと在宅介護の人のほうの負担のほうが増える可能性があると思うのですけれども、その辺どうですか。施設の方はある程度介護度によって、これ以上に2倍になったとしても高額で免除される面が出てくると思うのですけれども、在宅で6,000円、7,000円とかで要支援で通っているサービスの方とかは倍になっても高額の基準には達しませんので在宅の方のほう負担がふえるというふうに捉えていいのでしょうか。その点伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 負担割合の食費と、それから部屋代の預貯金の関係の周知の関係、情報の関係でございますが、確かにいろいろ今回申請書、勸奨申請を行ったときに、制度が変わりましたということで預貯金の写しを添付してくださいということで一緒に同封させていただきました。問い合わせがやはり反響が大きい状況でございました。うちの周知は8月の広報には載せる考えでありますけれども、やはり勸奨申請のときにこういった部分で預貯金の関係の申請を添付してご連絡差し上げて、やはり個別で相談するしかないのかというふうに考えております。それからたんす貯金の関係で、その絡みで単身でいけば貯金が1,000万円未満ということになると思うのですけれども、先ほど吉田議員がおっしゃるとおりでございます。あくまでも自己申告ですのでうちのほうは申告書をまず信じていくという形になっていきます。それから高額介護サービスの基準の関係でございますけれども、在宅介護サービスの関係、確かに利用限度額が決められた中で今後は2割となりますと、そこから負担が多くなるのではないかというお話ですけれども、大体今回2割になる高額介護サービスの4万4,400円、新たにできた負担上限の部分ですけれども、同一世帯に65歳以上の方、単身の方がいる場合、大体その方の収入が383万円未満ということで月に直すと月額30万円ちょっとの収入の方を想定しております。それ以外の方は今まで通常通りの高額介護サービスの基準変わっておりませんで、ほとんどが低所得者の方といわれる方は1万5,000円という自己負担になる

かと思えます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。意外と2割負担になる人が少ないのだというような印象だったのですけれども、これで特別会計の介護保険財政ではどれぐらいの収入に全体としてはなるのか。大ざっぱでいいです。どれぐらいの収入になって介護保険の好転、例えば白老町の介護保険の好転につながるのかどうか、これが一つ。それからもう一つは、64世帯か人かわからないけれども4.7%ぐらいだというお話だったのですけれども、このボーダーラインの人たちは介護控えにならないのかどうか。そこら辺はそのことの影響がそういう形であられるというような押さえ方はしていますか、いませんか、その点お伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今回の制度改正によって、1割から2割ということの想定をしたときに、まず今までは1割ということで介護保険計画を立てていたということでございますが、今手持ちにその影響額というのはちょっと金額持ってきていないのですけれども、ただ今回第6期計画を立てるときに大体想定した国のほうでワークシートというのを配信されておりまして、その中にいろんな数値を入れた中で想定した数値を反映して大体それに勘案して介護保険料というのは積算されるような仕組みになっております。また今後白老町にとって今回の改正で好転するかどうかということでございますけれども、大変ちょっと難しい問題だというふうに思っております。ただ国のほうでは今回の制度改正の背景の中にはやはり今後白老町のみならず、全国的に高齢者の数がふえていって介護給付の部分がのびるということで公費的な負担を軽減するというところに一環もあるのではないかとこのように考えております。白老町にとってもやはり好転するのではなくて、なかなかやはり負担増ということになると今後高齢者の方がふえるということを考えてときには、やはりちょっと重く受けとめておかなければならないのかというふうに思っております。それからの2割負担のボーダーラインの方については、特に今回ちょっとこうつい最近8月1日現在ということで数字を出したばかりで、そのあたりちょっとボーダーラインの方に対してのちょっと考えている、どうするかという部分についてはちょっとおさえておりません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。国民健康保険が今後道1本になります。介護保険がこういう状況になると、これは確かに低所得者にはその影響がないのだと言っていますけれども、国保も上限がどんどん上がるという状況ですね。その収入というのはもう微々たるものなのです。国保なんかはそうですけれども。介護保険も今の状況でいえば、これで好転するとはとても考えられるような状況ではないのです。やはりこういう基本的な部分できちんとした対応をしていかないと本当にその高齢者はもう住めなくなってしまうという気が非常にするのです。ですから白老町も意見書はかなりいろんな形で上げているのですけれども、結果的には国がこういう形でどんどん住みづらい社会にしていくというのが実態だと思うのだけれども、そこら辺は、いつも本当に同じことしか言えないのだけれども、これはやはり地方自治体全体

がやはりこうここにきちんとした形で立ち向かっていくような形をつくらない限り、私はやはり本当に住みづらい世の中になってしまうのではないかと思うのだけれども、このシステム改修に反対したからといってもどうなるものでもないのです。だから困るのです。意思表示する場がないというのが。だからシステム改修を反対したからといっても何ともならないわけでしょう。ですからそこら辺やはり町としてもそういう高齢者が住みやすいまちをつくるという意味で言えば、ここら辺をきちんと国に意見を述べていくというのは何度も何度も言っていますけれどもやはり必要ではないかと思うのです。これはどんどん広がっていったら後期高齢者も含めて本当に住めなくなってしまうのではないかと思うのだけれども、その見解はどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問の主旨は十分わかります。国保の制度、あるいは今回の介護保険制度、事例を挙げながらご質問されましたけれども、一つには国保指導にもありますけれども、この制度自体がもう持続可能になるように改正していくということなのですけれども、そのことが現行よりも負担増になっていくというようなことから、これは当然本町に限らず全国の自治体、全国の町村が同じように制度改正がどうあるべきかというのは考えていかなければならないことだと思いますし、そういうことで今後高齢社会を迎えるにあたってのこの介護保険のみならず、いろんな制度の中でいわゆる住みやすい制度といいますか、仕組みづくりというのは、これに限らずいろんな制度の中で考えていかなければならない問題だというふうにおさえております。いずれにしてもそういうことを含めた中では同じような質問ということは同じような答えになってしまうのですけれども、町村会なり、議長会なりといいますか、地方6団体の中でやはり十分そういうようなことを協議する中で各自治体が考えていることがあればまた申請をするとか、要請をするとか、そういうような中で住みやすい世の中の社会の構築のために制度要請はしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今、高齢者が住みにくい社会になったと同僚議員からお話がありましたけれども私もそのとおりだと思います。ですから具体的には言いませんけれども、本当に消費税がアップした何か月もたたないうちにこういう負担が出てくるというのはどういうことかと思えます。それでサービス料について先ほど負担割合が2割になるという人が該当者64人、そして認定者のうち4.7%だと。部分的なことはわかりましたけれども、先般27年度の介護保険料の額が決まったと思うのですけれども、それでこれは1段階から9段階あります。保険料以外に今言ったようにサービス料を負担しなければいけないですね。それで基本的なことをお聞きしておきたいのですけれども、前回の議会でもあったのですけれども、白老町が基準額は5,455円と決まりました。それでまずこれが年額にすると6万5,400円がベースになりますけれども、これはまずこの部分の額が全道的な平均というか、状況からいけば白老町がどういうようなランクというか、位置づけされているのかということと、全体の人数を把握したいので介護保険料の額、対象者が全員何人がいて、そしてその1段階が2万9,400円、第

9段階が11万1,200円ですね。今あったようにこれ以外にまた国保料金を払わなければだめなのだけれども、この1段階から9段階、それぞれ総体数の中で何人ずつ対象になっているのかちょっとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今回第6期の介護保険料の白老町の介護保険の基準額の全道179市町村の順位でございます。上位のほうから言えば、29位でございます。29番目です。それから今年度の介護保険料の被保険者数でございます。4月1日現在でございますが、7,193名です。第1段階から第9段階のそれぞれの人数をお伝えいたします。まず第1段階から第3段階までは世帯全員非課税世帯でございますけれども、まず第1段階ですが1,893人、第2段階が692人、第3段階が599人、第4段階、第5段階は世帯の誰かが町民税課税でいうところでございます。第4段階が967人、第5段階が636人でございます。第6段階から最後の第9段階のほうですが、本人が町民税課税の部分です。第6が1,166人、第7が782人、第8段階が289人、第9段階が169人というふうになっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これは平均額が29位というのは179市町村の29位ということですね。わかりました。それで今第1段階から第9段階それぞれ人数がありましたけれども、これから見ると全体として白老町の先ほども説明したように低所得者に対して軽減されますと言っていますけれども、全体の第1から第3は非課税だといってそれ以降ありますけれども、全体の流れとしてはこの今保険料の負担増の所得の階層的からいくと負担の率が、仮認定を受けてサービスを受けた人は、そのサービスが2割、64なのだけれども、もっとも高い階層にランクしている町民の所得になっているのか。この7,193人が。全体からいけば仮に所得が低い部分ですと。これは人数を割り返せばわかるのですけれども、そういう部分からいけば担当者のほうとしてはどのような白老町の不足構成というか、保険の額の階層の分析をされているかということだけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 介護保険の計画は今回で第6期目を迎えておりますけれども、この間介護保険料の階層のそれぞれの層を見ますと、白老町の特徴といたしましては以前、管内の市町村の主な特に苫小牧だとか登別とかと比較して、この白老町の階層の部分で所得が低い層が多いのか高い層が多いのかというのをちょっと比較したことがあったのですが、それでいえばやはり白老町は第4段階層がやはり割合的に高い傾向にあります。要するに所得が低い方が65歳以上の方になりますけれども多いというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。